

令和7（2025）年4月2日

（一社）栃木県産業環境管理協会 } 御中
栃木県計量協会環境計量証明部会 }

栃木県環境森林部環境保全課長

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1 改正概要

日本産業規格（以下「規格」という。）JIS K 0102（工場排水試験方法）が、規格 JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合され、新たに規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の5部編成の規格群として令和6（2024）年10月21日に分冊化されたことに伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、公定分析法で引用している規格番号の変更及び公定分析法への新たな分析方法の導入するため、2の告示の所要の改正を行うもの。

2 改正の対象となる告示

- （1）水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）
- （2）排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）
- （3）土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）
- （4）地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）
- （5）土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）
- （6）土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）
- （7）地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）
- （8）水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）
- （9）水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）

- (10) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成 7 年 6 月 16 日環境庁告示第 30 号)
- (11) 特定悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号)
- (12) 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号)

3 施行期日

令和 7 年 (2025) 年 4 月 1 日 (令和 7 (2025) 年 3 月 31 日改正告示公布)

水環境担当 小西 TEL:028-623-3189 FAX:028-623-3138
--